



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 1 2 8 号 令和元年 1 1 月 2 8 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 4 1	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
5 4 2	保安林の指定施業要件を変更する予定にした件	農林水産基盤整備局 森林整備課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 3	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
7 4	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
7 5	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
7 6	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	
7 7	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件	

徳島県告示第五百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和元年十一月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社心癒	阿波市阿波町小倉四二五 一 番地	ホームヘルパーサービス 絆	阿波市阿波町小倉四二五 一 番地	訪問介護	令和元年十月 一 日	令和元年十月 三 十 日
株式会社なかた	徳島市北島田町一丁目七 一 番地	デイサービスなかた あいずみ	板野郡藍住町笠木字中野七 二 番地	通所介護	同 九 月 二 十 五 日	同 同 月 三 十 一 日

徳島県告示第五百四十二号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年十一月二十八日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島市多家良町中津峰一の一七三

二 指定施業要件の変更に係る保安林の指定の目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び徳島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和元年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
県南の未来をまもる会	棚橋 進	檜原 賦史	阿南市羽ノ浦町岩脇中須四四	令和元年九月二十日
広浦まさとし後援会	廣浦 雅俊	廣浦 初音	阿南市福井町浜田二二三一六	令和元年九月二十日
松田ゆうじ後援会	松田 裕二	松田 祐里佳	阿南市横見町願能地西五〇	令和元年九月二十日
令和地域創生フォーラム	岩 浅 嘉 仁	棚 橋 進	阿南市日開野町西居内四二六一二	令和元年九月二十四日
中谷秀久後援会	中谷 秀久	松本 吉伸	名西郡神山町神領字西野間二四〇番地	令和元年九月二十六日
森伸二後援会	森 伸二	中野 稔	板野郡藍住町矢上字原二六三番地八二	令和元年九月二十七日

ますとみ義明後援会	中西わたる後援会	吉田ます子後援会
大谷 巖	中西 渉	吉田 益子
岸上 雅司	三木 毅	増富 光
吉野川市山川町八幡一六三	地二 吉野川市鴨島町知恵島五五七番	吉野川市山川町前川一二〇―四
十月十五日	令和元年十月七日	令和元年十月四日

徳島県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
島田正人後援会	島田正人	主たる事務所の所在地	阿南市那賀川町中島一七三番地一	阿南市那賀川町中島四七四番地	平成三十一年一月十日
天羽強後援会	三宅政夫	主たる事務所の所在地	三好市池田町ヤマダ六五一番地八	三好市池田町ヤマダ四三九・四	令和元年九月二十四日
羽ばたけ三好ネットワーク	天羽強	主たる事務所の所在地	三好市池田町ヤマダ六五一番地八	三好市池田町ヤマダ四三九・四	令和元年九月二十四日
笠井一司後援会	笠井一司	会計責任者の氏名	笠井一司	江本豊	令和元年九月三十日
岡佑樹後援会	佐野雅彦	代表者の氏名	佐野雅彦	松村芳紀	令和元年十月十一日
小野功晴後援会	小野功晴	会計責任者の氏名	小野功晴	小野秀子	令和元年十月十五日
松浦あきひと後援会	松浦明人	主たる事務所の所在地	三好郡東みよし町中庄一五四六・一	三好郡東みよし町加茂一五〇一	令和元年十月十五日



徳島県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
川真田哲哉後援会	川真田高太郎	令和元年十月一日
江沢信明後援会	湯佐力	令和元年十月八日
矢部幸一後援会	矢部幸一	令和元年十月二十一日
藤川豊治後援会	東元稔	令和元年十月一日

徳島県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資金管理団体		指定年月日	
氏名	公職の種類	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
岩浅嘉仁	阿南市長	令和地域創生フォーラム	阿南市日開野町西居内四二六・二	岩浅嘉仁	令和元年 九月二十四日
吉田益子	徳島県 議会議員	吉田ます子後援会	吉野川市山川町前川二二〇・四	吉田益子	令和元年 十月四日

徳島県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十一月二十八日

徳島県選挙管理委員会委員長 芝山日出高

資金管理団体の届出をした者の氏名 天羽 強	資金管理団体の名称 羽ばたけ三好ネットワーク	異動事項 主たる事務所の所在地	新 三好市池田町ヤマダ六五一番地八	旧 三好市池田町ヤマダ四三九番地四	異動年月日 令和元年九月二十四日
--------------------------	---------------------------	--------------------	----------------------	----------------------	---------------------